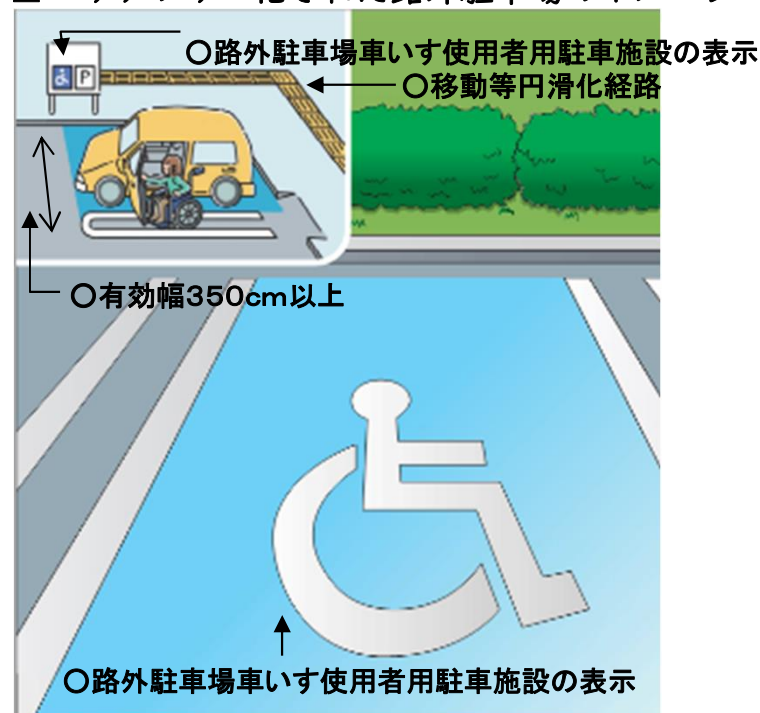


特定路外駐車場のバリアフリー化の推進

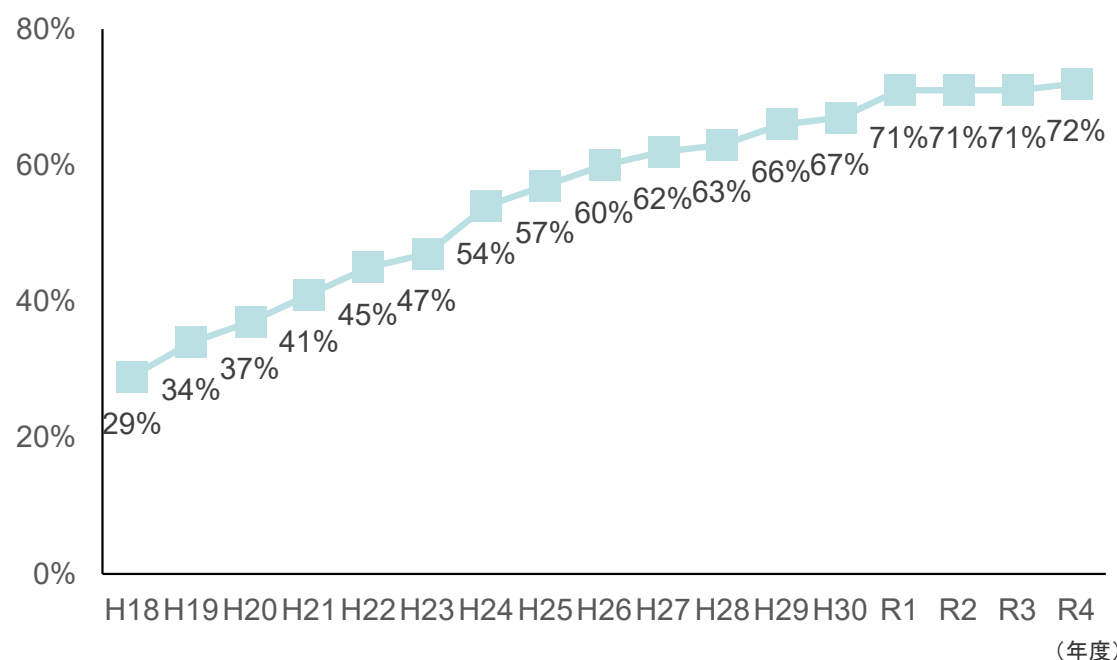
- バリアフリー法に規定する**特定路外駐車場**（駐車のために供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路附属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場）については、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成23年3月31日告示）において、**令和7年度までに約75%を移動等円滑化**することとしており、既存の路外駐車場の改修等により、さらなるバリアフリー対応駐車場の確保が必要。

指標の解説：すべての人が安全で快適に利用できるバリアフリー化された特定路外駐車場の増加

■ バリアフリー化された路外駐車場のイメージ



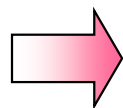
■ 特定路外駐車場のバリアフリー化の推移



※平成24～平成30年の数値については令和4年3月に修正

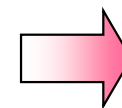
実績値 (H30年度末)

67.1%



実績値 (R4年度末)

72.1%



目標値 (R7年度末)

約75%

車椅子使用者用駐車施設等の設置基準等について

○各施設ごとの設置に関する基準等は、概ね以下のように示されている。

●バリアフリー法に基づく車椅子使用者用駐車施設等の設置基準

対象施設		建築物に附属する駐車場	路外駐車場	都市公園	道路に付随する駐車場
設置義務要件		特別特定建築物	特定路外駐車場	特定公園施設	特定道路
名称		車椅子使用者用駐車施設	路外駐車場 車いす使用者用駐車施設	車いす使用者用駐車施設	障害者用駐車施設
設置数		1以上 ※R6.6改正前の基準 誘導基準 ・全駐車台数200以下： 当該駐車台数の2%以上 ・全駐車台数200超え： 当該駐車台数の1% + 2以上	改正前 1以上	・全駐車台数200以下： 当該駐車台数の2%以上 ・全駐車台数200超え： 当該駐車台数の1% + 2以上	・全駐車台数200以下： 当該駐車台数の2%以上 ・全駐車台数200超え： 当該駐車台数の1% + 2以上
設置基準	幅	幅は、350センチメートル以上とすること	幅は、350センチメートル以上とすること	幅は、350センチメートル以上とすること	有効幅を3.5m以上とすること
	位置	当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること	車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること	(ガイドラインには記載あり)	当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入り口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること
	表示	車椅子使用者用駐車施設の付近の見やすい位置に、当該施設があることを表示する標識を、内容が容易に識別できるように設けること	車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること	車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること	障害者用である旨を見やすい方法により表示すること
根拠条文		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第17条、第19条、誘導基準省令第12条	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第2条	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令第7条	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令第22条

駐車場等の分類

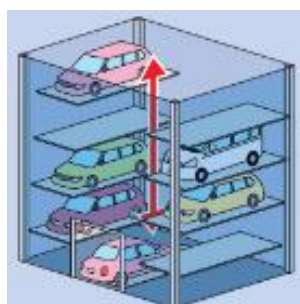
- 駐車場は、その構造（立体、地下、平面等）や施設との関係において、様々なタイプに分類される。
- バリアフリー法では、構造等に関わらず、建築物・路外駐車場・都市公園・道路といった施設種別や規模等に応じて、車椅子利用者用駐車施設の確保など基準への適合を求める仕組みとしている。

構造による分類イメージ

建築物である駐車施設

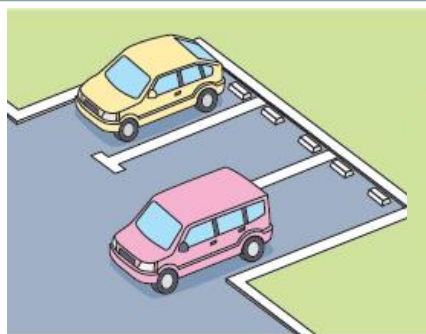


- 自走式立体駐車場
- 自走式地下駐車場



- 機械式立体駐車場
(垂直循環方式)
(エレベータ方式)
- 機械式地下駐車場
(水平循環方式)ビル地下など
(平面往復方式)道路下など

建築物ではない駐車施設

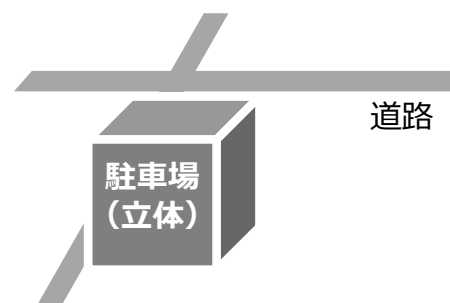


- 平面式駐車場

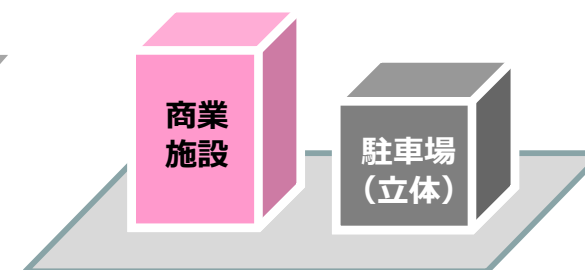
出典：「駐車場便覧2020」

施設との関係等による分類イメージ

路外駐車場 (建築物)

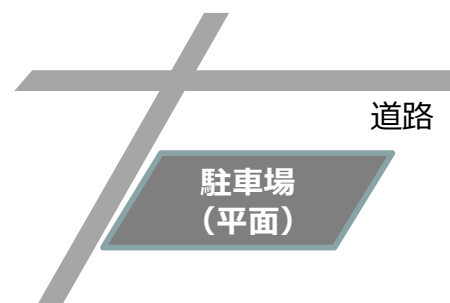


建築物に付随する駐車施設 (建築物)

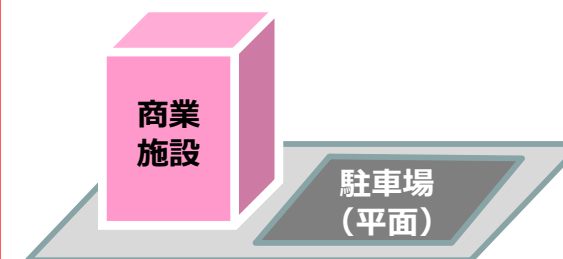


建築敷地

路外駐車場 (建築物ではない)



建築物に付随する駐車施設 (建築物ではない)



建築敷地

特定路外駐車場のバリアフリー基準(省令)の見直しについて

- 平成18年バリアフリー法制定以降、特定路外駐車場について一定のバリアフリー化が進んでおり、基準以上の整備箇所も見られるところ、社会の変化やニーズ、同法に基づく建築物（駐車場を含む）の基準見直しの検討動向を踏まえ、駐車施設の規模に応じた水準に見直すこととする。

● 基準の改正について（令和7年6月1日施行）

【現在の基準】

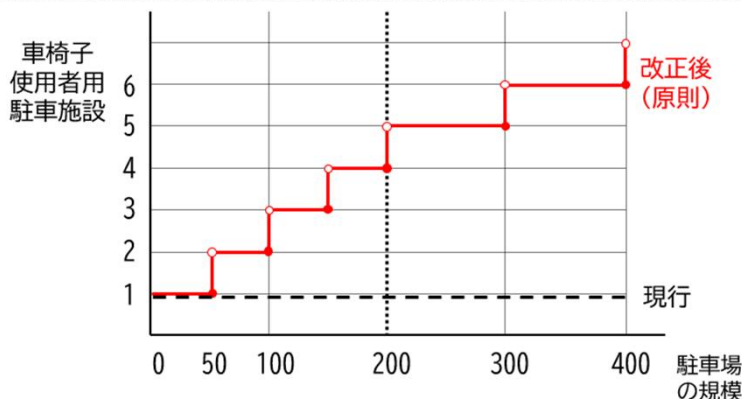
- ・ 移動等円滑化経路の確保
- ・ 1以上の車椅子使用者用駐車施設の確保

【新基準】（省令改正）

- ・ 移動等円滑化経路の確保
- ・ 駐車場の規模に応じた車椅子使用者用駐車施設を確保
200台以下は総数の2%以上
200台超は1% + 2以上

改正後の基準

- ・ 駐車場の規模が200以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 駐車場の規模が200超の場合、1% + 2以上を設ける。

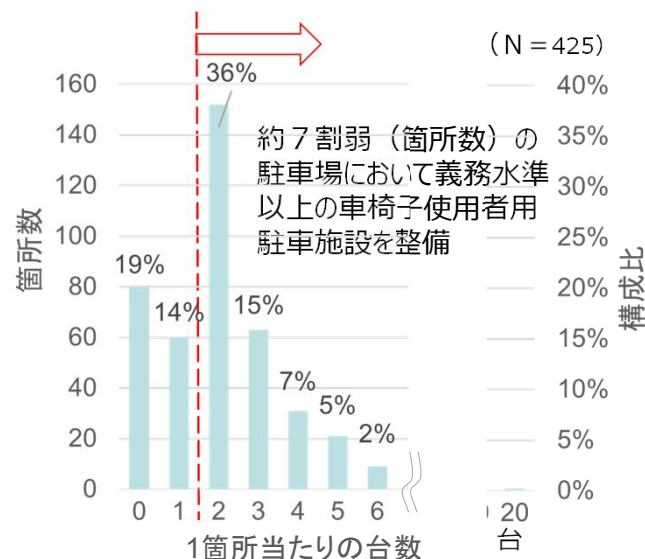


【参考】 特定路外駐車場の現状

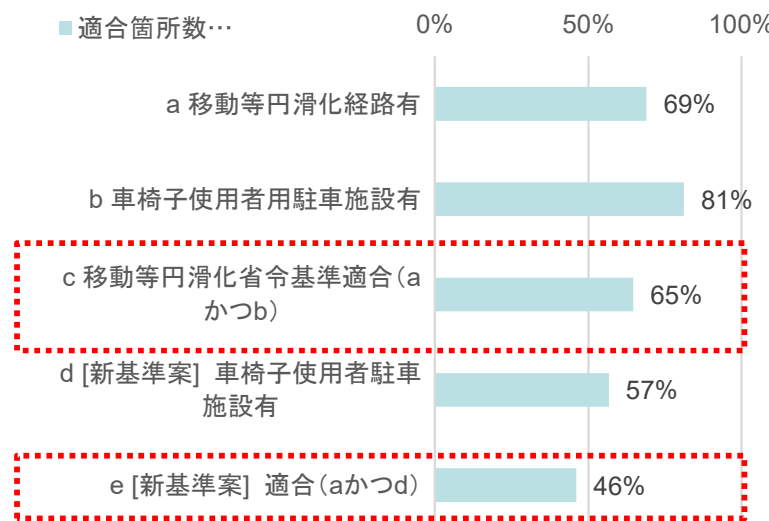
令和4年度末	特定路外駐車場		バリアフリー対応		バリアフリー化率 (β/a)	平均台数 (γ/β)
	箇所数 (a)	台数	箇所数 (β)	台数 (γ)		
全体	3,280	413,988	2,365	18,572	72%	7.85
(公共設置)	425	55,249	275	929	65%	3.38

- ・ 公共が設置した特定路外駐車場において、特定路外駐車場の車椅子使用者用駐車施設の数の基準（1以上）に適合している箇所数は、8割超となっており、うち約7割弱の駐車場においては、最低基準以上の車椅子使用者用駐車施設を整備。（特定路外駐車場全体のバリアフリー化率は約72%、公共設置は約65%）
- ・ 公共設置の場合、基準見直し後、約57%が適合。（バリアフリー化率としては約46%）

車椅子使用者用駐車施設設置数の分布（公共設置）



基準見直しによる適合箇所数の割合変化（公共設置）（N = 425）



出典：街路交通施設課調査

- 現行の路外駐車場移動等円滑化基準では、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場について、車椅子使用者用駐車施設を設ける必要性が乏しいことからバリアフリー義務の適用除外としている。
- 近年は、外国人観光客の増加や貨物需要の増加により、観光バス専用駐車場や荷さばき駐車施設など、多様な駐車場等が整備されている。このような、専ら普通自動車以外の自動車の駐車のための駐車場の場合について、車椅子使用者用駐車施設を設ける必要性が乏しいことから、バリアフリー化義務の適用除外とするとともに、併設されている場合は、車椅子使用者用駐車施設の必要数の必要数を算出する際の駐車施設の数には含めないこととする。

●適用除外範囲について（イメージ）

これまでの適用除外範囲

- ・専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場

新たな適用除外範囲

- ・専ら普通自動車以外の自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含む）の駐車のための駐車場を除外
- ・車椅子使用者用駐車施設の必要数の算定の際の規模を普通自動車のための駐車施設に限定するとともに、荷さばき駐車施設を除外

バス専用駐車場の例



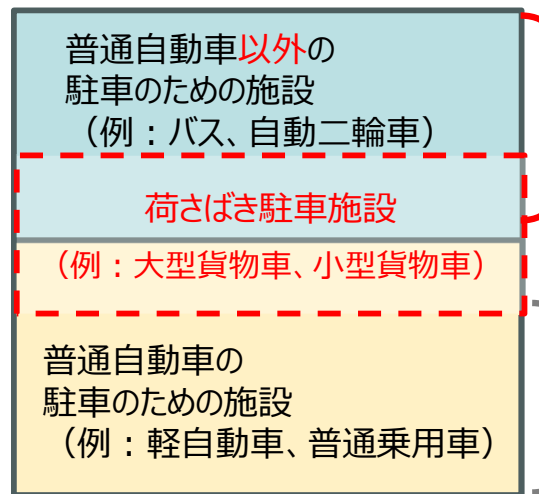
出典：TIMES24

荷さばき駐車施設の例



出典：東京都HP

特定路外駐車場



一般公共の用に供される自動車の駐車のための施設（有料かつ駐車面積500㎡以上）※道路附属物、公園施設、建築物・建築物特定施設であるものを除く

専用の場合は当該駐車場が適用対象外（併用の場合は算出時の規模から除外）

当該部分の台数に基づき、設置を義務づける車椅子使用者要駐車施設の数を出

【参考】車種ごとの駐車施設の規格例（駐車マスの大きさ）

〔単位：m〕		
設計対象車両	長さ	幅員
軽自動車	3.6	2.0
小型乗用車	5.0	2.3
普通乗用車	6.0	2.5
小型貨物車	7.7	3.0
大型貨物車およびバス	13.0	3.3

出典：駐車場設計・施工指針

参考 自動車の種類(道路運送車両法・道路交通法)

自動車の種類

自動車の種類及び区分方法は道路運送車両法によるものと道路交通法によるものがあるが、自動車の検査、登録、届出、強制保険については道路運送車両法による分類が、運転免許、交通取締については道路交通法による分類が用いられている。

道路運送車両法

種 類			自 動 車								原動機付自転車		
			普 通 自 動 車	小 型 自 動 車			軽 自 動 車		大型特殊 自 動 車	小型特殊自動車		第1種原動機 付自転車	第2種原動機 付自転車
				農 耕 作 業 用		荷役運搬・土木建設作業用		農 耕 作 業 用		荷役運搬・土木建設作業用			
代表的な自動車			バ ス 大型トラック 大型乗用車	小型トラック 小型乗用車	3輪トラック	大型オートバ イ	軽トラック 軽乗用車	オートバイ	ロードローラー ブルドーザー	農耕トラクター （注1）	フォークリフト シャベルローダー （注2）	ミニバイク	バイク
構	車 輪 数		4輪以上	4輪以上	3輪	2輪	3輪以上	2輪	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	2輪
	大きさ （m）	長 さ 幅 高 さ	4輪以上の小 型自動車より 大きいもの	4.7以下 1.7以下 2.0以上	3輪の軽自動 車より大きい もの	2輪の軽自 動車より大き いもの	3.4以下 1.48以下 2.0以下	2.5以下 1.3以下 2.0以下	制限なし	制限なし	4.7以下 1.7以下 2.8以下	2.5以下 1.3以下 2.0以下	2.5以下 1.3以下 2.0以下
造	エンジンの総排 気量（CC.）		同 上	660をこえ 2,000以下 （注 3）	660をこえる	250をこえる	660以下	125をこえ 250以下	制限なし	制限なし	制限なし	50以下	50をこえ 125以下
検 査			○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×
登 録			○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×
届 出			×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
強 制 保 険			○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○

申請(手続) さきは次のとおり

運輸支局・・・普通自動車、小型自動車(小型特殊自動車を除く)、大型特殊自動車、
軽自動車(三輪以上を除く)

軽自動車検査協会・・・軽自動車(二輪を除く)

市区町村・・・小型特殊自動車、原動機付自転車

(注) 1. 最高速度35キロ未満のものに限る。

2. 最高速度15キロ以下のものに限る。

3. ジーゼル機関を用いるものについては総排気量の適用はない。

4. 原動機付き自転車等については、道路運送車両法上の届出義務はないが、条例により市区町村へ届出で、ナンバープレート(標識番号標)をつけることになっている。

道路交通法

種類	自 動 車							原動機付自転車
	大 型 自 動 車	中 型 自 動 車	普 通 自 動 車	大型自動 2輪車	普通自動 2輪車	大型特殊 自動車	小型特殊 自動車	
構 造 その他	・車両総重量 11トン以上 ・最大積載量6.5トン以上 ・乗員定員 30人以上 のいずれかに該当する自動車	・車両総重量 5トン以上 11トン未満 ・最大積載量 3トン以上 6.5トン未満 ・乗車定員 11人以上 30人未満 のいずれかに該当する自動車	他のいずれにも該当しない自動車	総排気量 400ccをこえ る2輪の自動 車	総排気量50cc をこえ 400cc 以下の2輪の 自動車	小型特殊自 動車の規格 をこえるもの	・長さ4.7m以下(注) ・幅 1.7m以下(注) ・高さ2.0m以下(注) 最高時速15キロ以 下	二輪のもの及び総理大臣 が指定する三輪以上のもの(車室なしかつ輪距50c 以下及び側面が開放されて いる車室を備え、かつ輪 距50cm以下): 50cc以下、 その他のもの: 20cc以下

(注) ヘッドガード等を備えた自動車で、ヘッドガード等を除いた部分の高さが2.0m以下のものについては、2.8m以下。